

みらい1分ニュースレター

2010/6/14 第40号

毎週月曜配信

中国版

【滴水穿石】

前回に引き続き、非居住者（企業、個人）への報酬の支払いについての国税庁の回答です。

非居住者であっても中国にてサービスを行う場合には、中国で税金を負担しなければなりませんのでご注意ください。

みらいコンサルティング㈱ 国際ビジネス部
中国ニュース配信サービス事務局

Peoples Republic
of China

テーマ

非居住者企業関連問題に対する国税局の質疑応答

その4ー中国企業が非居住者(企業、個人)に対して報酬などを支払う場合

←ポイント

✓ 公布部門： 財政部国家税務総局

✓ 発 布： 2009年 6月 24日

✓ 定 義： 「非居住者企業」とは、外国の法律に基づき設立された企業（外国企業）のうち、下記のいずれかの条件を満たすものをいう。

A. (中国) 国内に関連機構を有し、一方で管理機構は国外にある企業。

B. (中国) 国内に関連機構および管理機構を有していないが、中国国内から所得を得ている企業。

←解 説

◆ [非居住者（企業、個人）に対する報酬の海外送金（1回3万USドル超の外貨送金について）]

中国企業（中国現地法人）が、非居住者である企業または個人から役務提供を受け、その対価として一回3万USドルを超える金額を海外送金する場合は、まず管轄の税務署にて「役務の提供対価などを海外に支払う税務証明」（通称「税務証明」）の交付を受け、その後銀行で外貨送金の手続きを行うことになります。税務証明の申請にあたり、当該役務提供を証明する契約書・請求書の控えの書類の提出が必要になります。

◆ [非居住者への報酬等の支払いにあたり、源泉税の徴収漏れがあった場合]

中国企業が非居住者に対し報酬を支払う際、源泉税の徴収を失念した、もしくは源泉徴収ができなかった場合、かつ当該非居住者が中国で申告納税をしていない場合には、中国企業は、当該非居住者の中国での収入源を調査し、源泉税に相当する税額を徴収することができます。この際、調査権限者、調査方法及び手続きは税務当局の規定に従います。

◆ [非居住者の納税義務—年度を跨いで中国で役務提供をする場合]

年度を跨いで中国で役務の提供をする非居住者は、源泉徴収 または自己申告のいずれかの方法により、当期分の納税をしなければなりません。

◆ [非居住者の納税義務—中国国外で中国企業に役務提供をする場合]

非居住者が、中国国外で中国企業に役務を提供した場合には、中国での所得税の納税義務はありませんが、営業税（※）は別途規定に従い徴収されます。

（※）営業税…労務・役務の提供や無形資産の譲渡、もしくは不動産の販売を対象とする流通税のことです。通常のサービス業の場合、税率は5%です。

執筆：潘 姝蓉（pan shu rong）

 みらいコンサルティンググループ

みらいコンサルティング株式会社 <http://www.miraic.jp/>

税理士法人みらいコンサルティング/MC国際公認会計士共同事務所

社会保険労務士法人みらいコンサルティング/霞が関司法書士事務所

◇東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビル4階 TEL: 03-3519-3970(代)

◇[大阪支社] 大阪府大阪市中央区安土町3-2-14 TEL: 06-4705-7010

◇[名古屋事務所] 愛知県名古屋市中区栄2-11-7 TEL: 052-253-5606

